

令和7年度 介護サービス事業者 集団指導説明資料

令和7年6月27日(金)

加須市 福祉部

地域福祉課 福祉監査担当

はじめに

●各事業所におかれましては、本日の集団指導の内容及び配布資料をご確認の上、引き続き適切な事業所運営に努めていただきますようお願いいたします。

●次ページより配布資料の説明がありますので、ページ下部の【関係する資料】と併せてご確認くださいようお願いいたします。

※今年度運営指導の対象でない事業所においても、自主点検表を用いて自己点検を行っていただきますようお願いいたします。

加須市の指導監査方針等について

加須市の指導監査方針等について①

加須市では「令和7年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画」（以下「実施計画」といいます。）及び「加須市介護サービス事業者指導監査実施要綱」に基づき、『指導』及び『監査』を実施しています。

●指導の方針

指導については、

「介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、介護サービス事業者等に対し、法令等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに、過誤又は不正の防止を図るため」に実施します。

【関係する資料】・令和7年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画

・加須市介護サービス事業者指導監査実施要綱

加須市の指導監査方針等について②

●指導の形態

指導は次の2種類の方法で実施しています。

集団指導

運営指導

●集団指導

集団指導は、指導の対象となる介護サービス事業者等の関係職員を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習又はオンライン等（ホームページへの資料掲載）の方法により、原則として毎年度1回実施します。

主に過去の運営指導における指導事項の説明、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正の内容等について説明を行います。

※令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、資料送付やホームページへの資料掲載によって実施しています。

【関係する資料】・令和7年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画

・加須市介護サービス事業者指導監査実施要綱

加須市の指導監査方針等について③

●運営指導

運営指導は、事業所を訪問し、施設及び関係書類の確認、関係者からのヒアリング等の方法により実施します。

対象事業所は、原則として指定有効期間中に1回以上実施できるよう選定し、毎年度策定する実施計画でお示しします。

●運営指導の流れ

①事前に日程を調整の上、実施1か月前を目安に実施通知を送付します。



②実施通知に定める期限までに、事前提出資料を提出していただきます。



【関係する資料】・令和7年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画

・加須市介護サービス事業者指導監査実施要綱

加須市の指導監査方針等について④

●運営指導の流れ(続き)

③運営指導当日は市担当2名以上で事業所に伺い、事前提出資料の内容や関係者から関係書類等を基に説明を求める面談形式で確認を行います。



④運営指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合は、文書でその旨通知します。

※ 改善を要する事項がない場合でも、文書でその旨通知します。



⑤改善した事項を文書で報告し、改善が完了したか確認を行います。
(内容によっては再度運営指導を行う場合があります。)

【関係する資料】・令和7年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画

・加須市介護サービス事業者指導監査実施要綱

加須市の指導監査方針等について⑤

●運営指導の流れ(続き)

なお、運営指導中に監査に当たると認められる(又は疑われる)事案を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行い、事実関係の調査及び確認を行います。

※監査に当たると認められる(又は疑われる)事案は次ページをご参照ください。

【関係する資料】・令和7年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画
・加須市介護サービス事業者指導監査実施要綱

加須市の指導監査方針等について⑥

● 監査の方針

監査については、

「介護サービス事業者の事業に関する基準に従っていないと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合」

「介護報酬の請求について不正を行っている」と認められる場合又はその疑いがあると認められる場合」

「不正の手段による指定等を受けている」と認められる場合又はその疑いがあると認められる場合」

「市が高齢者虐待防止法に基づき虐待の認定を行った場合又はその疑いがあると認められる場合」

において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施します。

【関係する資料】・令和7年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画

・加須市介護サービス事業者指導監査実施要綱

加須市の指導監査方針等について⑦

● 監査の流れ

① 監査に当たると認められる(又はその疑いがある)事案発生



② 監査実施

(原則実施通知を送付しますが、事案の緊急性・重大性を踏まえて送付しないで実施する場合があります。)



③ 勧告(指定基準違反等又は人格尊重義務違反に当たるかどうかの判断)

【当たらない場合】

運営指導と同様に監査結果を送付し、文書により改善報告を提出します。

【当たる場合】

期限を定めて、文書による勧告を行い、速やかに基準等を遵守するよう求めます。事業者は期限までに文書により報告を行い、それに従わなかった場合はその旨を公表します。

【関係する資料】・令和7年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画

・加須市介護サービス事業者指導監査実施要綱

加須市の指導監査方針等について⑧

● 監査の流れ(続き)



④ 命令

正当な理由なく勧告に従わなかった場合は、期限を定めて文書により勧告に係る措置を採るべきことを命令します。また、命令を行った旨を公示します。

⑤ 指定の取消し等

指定の取消し等の要件に当てはまる場合は、指定の取消し又は期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力の停止を行います。指定の取消し等をした場合はその旨を公示します。

※命令、指定の取消し等の処分を行う場合は、処分予定者に対して行政手続法による聴聞又は弁明の機会の付与が行われます。

※また、命令指定の取消し等の処分を行った場合において、介護報酬の不正請求を受けていた場合は、介護報酬の額の返還のほか、その額に100分の40を乗じた額の支払いを指示します。

【関係する資料】・令和7年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画

・加須市介護サービス事業者指導監査実施要綱

令和7年度における重点指導事項

令和7年度における重点指導事項①

実施計画の基本方針及びこれまでに事業所に対して行った指導監査等における指摘事項の内容、制度改正などの背景を踏まえ、令和7年度は次の事項を重点指導事項とします。

※市が所管(指定)するすべての施設における重点指導事項であるため、その内の介護サービス事業所に当てはまる事項を運営指導で確認します。

- ① 虐待等防止対策
- ② 事故防止及び水防法等に基づく非常災害対策
- ③ 職員の働きやすい職場環境づくり
- ④ 施設の衛生・安全管理
- ⑤ 運営規程等の整備
- ⑥ 利用者への説明及び同意
- ⑦ 適正な介護報酬の請求

【関係する資料】・令和7年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画

令和7年度における重点指導事項②

① 虐待等防止対策

虐待を未然に防止するための取り組みや事案発生時における対応方法、再発防止対策等の措置が検討され、法令や施設の方針に基づき利用者の最善の利益を考慮した適切な支援やサービス等の提供が行われているか確認します。

また、そのための体制を整備しているか確認します。

② 事故防止及び水防法等に基づく非常災害対策

事故防止のための取り組みや事故発生時の対応マニュアル等の整備、再発防止策などの措置が検討、実施されているか確認します。

また、台風等による風水害発生時等に利用者の円滑かつ迅速な避難体制の強化を図るため、要配慮（災害時要援護）者利用施設における避難確保計画（又は非常災害対策計画）の作成や避難訓練等の実施が行われるなど、非常災害に備えた対策に万全を期しているか確認します。

※加須市地域防災計画に要配慮〈災害時要援護〉者利用施設として定められている事業所が対象です。

【関係する資料】・令和7年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画

令和7年度における重点指導事項③

(②の続き)

さらに、非常時や緊急事態宣言などの制限下であっても継続的にサービスを提供するため、業務継続計画を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っているか確認します。

③ 職員の働きやすい職場環境づくり

安定したサービスの提供及びサービスの質の確保につながる職員の労働環境について、労働基準監督署への届出や許可等の必要な手続きが適正に行われ、かつ適正な労務管理が行われているとともに、働きやすい職場環境づくりに努めているか確認します。

④ 施設の衛生・安全管理

施設全体の衛生管理、温度・湿度・採光・換気・音など適切な環境の保持に努め、新型コロナウイルス等感染症対策においても適切に実施されているか確認します。

また、法令に基づく安全設備の整備等、安全対策が適切に図られているか確認します。

【関係する資料】・令和7年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画

令和7年度における重点指導事項④

⑤ 運営規程等の整備

法令等で定める事項が記載された運営規程及び重要事項説明書が作成されているか確認します。また、それぞれの整合が取れているかどうか確認します。

⑥ 利用者への説明及び同意

基準に定められた説明及び同意を要する事項について、利用者に説明し、必要な同意を得ているか確認します。

⑦ 適正な介護報酬の請求

人員、設備及び運営に関する基準が遵守され、適正な介護報酬の請求事務が行われているか確認します。

【関係する資料】・令和7年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画

令和3年度～令和6年度運営指導 における主な指導・注意事項

令和3年度～令和6年度運営指導における主な指導・注意事項

令和3年度～令和6年度運営指導において指導・注意した主な事項は、配布した以下の資料をご確認ください。

- ・令和3～6年度運営指導における主な指導・注意事項（サービス共通）

※全サービスに共通する指導・注意事項です。

- ・令和3～6年度運営指導における主な指導・注意事項（地域密着型サービス）

- ・令和3～6年度運営指導における主な指導・注意事項（居宅介護支援）

※介護予防支援特有の指摘事項はありませんでした。

【関係する資料】・令和3～6年度運営指導における主な指導・注意事項（サービス共通）

・令和3～6年度運営指導における主な指導・注意事項（地域密着型サービス、居宅介護支援）

令和6年度介護報酬改定における 経過措置終了について

令和6年度介護報酬改定における経過措置終了について①

①「書面掲示」規制の見直し【全サービス】

重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト(法人のホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・公表しなければならないこととなりました。

【全サービス】

1年間(令和7年3月31日まで)の経過措置が終了しました。

【関係する資料】 ・なし

令和6年度介護報酬改定における経過措置終了について②

②業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入【全サービス】

以下の基準に適合していない場合、基本報酬が減算されます。

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

【訪問系サービス、居宅介護支援、介護予防支援】

1年間（令和7年3月31日まで）の経過措置が終了しました。

【上記以外】

「感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合」の1年間（令和7年3月31日まで）の経過措置が終了しました。

【関係する資料】 ・なし

令和6年度介護報酬改定における経過措置終了について③

③身体的拘束等の適正化の推進【短期入所系サービス、多機能系サービス】

短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。

また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。

【短期入所系サービス、多機能系サービス】

1年間(令和7年3月31日まで)の経過措置が終了しました。

【関係する資料】 ・なし

その他のお知らせ

「協力医療機関に関する届出書」の提出について

【対象】: 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

上記の事業所は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」において、「一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者(入所者)の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、……指定を行った市町村長に届け出なければならない。」とされています。

未提出の事業所は、速やかに提出をお願いいたします。

様式は、以下のリンク先に掲載されている「(別紙3)協力医療機関に関する届出書」を使用してください。

厚生労働省ホームページ「令和6年度介護報酬改定について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

【関係する資料】・なし

「電子申請・届出システム」の運用開始①

- ・電子申請・届出システムを用いることで、介護サービスに係る申請・届出をオンラインで行うことができます。
- ・本システムは、指定更新、変更届、介護給付費算定に係る体制等の様々な申請・届出に対応しているほか、処遇改善加算等の届出も可能です。
- ・加須市では、本システムによる受付を令和7年3月1日に開始しました。
※当分の間は、従来の提出方法でも受け付けることとしています。

詳細は、加須市ホームページをご確認ください。

加須市ホームページ「介護サービス事業所の申請等に係る「電子申請・届出システム」の運用開始」

<https://www.city.kazo.lg.jp/soshiki/tikifukusi/jigyousha/40657.html>

【関係する資料】・なし

「電子申請・届出システム」の運用開始②

・システムの利用準備

①GビズIDの取得

電子申請・届出システムを利用するにあたり、あらかじめ「GビズID」の取得が必要です。

※GビズIDには「プライム」、「メンバー」、「エントリー」という3種類のアカウントがありますが、本システムで利用できるのは「プライム」及び「メンバー」のみですのでご注意ください。

②登記情報提供サービス

申請・届出等を行う際に添付書類として必要な登記事項証明書は、紙媒体での提出に代わり、「登記情報提供サービス」で取得いただいた電子データでの提出で受け付けます。

※取得した照会番号を指定権者へ連絡することをもって提出となります。

【関係する資料】・なし